

2025年9月26日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 物 語 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 央 之
(コード：3097 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
財 務 ・ 成 長 戦 略 担 当 津 寺 毅
(電 話 番 号 0 5 3 2 - 6 3 - 8 0 0 1)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡制限付株式（勤務条件型）に関する処分の概要

(1) 払込期日	2025年10月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 8,153株
(3) 処分価額	1株につき4,485円
(4) 処分価額の総額	36,566,205円
(5) 割当予定先	取締役4名（※） 4,127株 執行役員13名 4,026株 社外取締役を除きます。

2. 譲渡制限付株式（ESG条件加重型）に関する処分の概要

(1) 払込期日	2025年10月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,957株
(3) 処分価額	1株につき4,485円
(4) 処分価額の総額	17,747,145円
(5) 割当予定先	取締役4名（※） 1,607株 執行役員13名 2,350株 社外取締役を除きます。

3. 処分の目的及び理由

(1) 譲渡制限付株式（勤務条件型）について

当社は、2020年8月17日付けの「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式（勤務条件型）に係る報酬制度（以下「勤務条件型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

さらに、2020年9月24日開催の第51期定時株主総会において、①勤務条件型株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式（勤務条件型）の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額90百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②勤務条件型株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年15,000株以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式（勤務条件型）の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役4名及び執行役員13名（以下「対象役員A」といいます。）に対し、勤務条件型株式報酬制度の目的、各対象役員Aの職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計36,566,205円と引き換えに、当社の普通株式8,153株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

譲渡制限付株式（勤務条件型）としての自己株式処分に伴い、当社と対象役員Aは個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

対象役員Aは、2025年10月24日（以下「払込期日」といいます。）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、割当てを受ける株式（以下「本割当株式α」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除条件

対象役員Aが、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から2026年10月1日が到来する時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち払込期日の直前の当社定時株主総会の日から2025年6月期の当社定時株主総会の日までの期間を役務提供期間とする。）の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式αの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員Aが本役務提供等期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供等期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式αの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式αにつき、譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式αを当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式αは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員Aが大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供等期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式 α の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式 α につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

（2）譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）について

当社は、2025 年 8 月 18 日付けの「ESG に関する数値目標の達成度に連動した譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役に対して当社の定める ESG に関する数値目標を達成するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）に係る報酬制度（以下「ESG 条件加重型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

さらに、本日開催の第 56 期定時株主総会において、①ESG 条件加重型株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠及び勤務条件型株式報酬制度に係る株式報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額 15 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②ESG 条件加重型株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 5,000 株以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）の交付日から 3 年間の範囲で取締役会が定める期間とし、また、譲渡制限が解除される株式数は、当社があらかじめ定めた譲渡制限期間最終結時における ESG に関する数値目標の達成度に連動して決定される仕組みとすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、ESG 条件加重型株式報酬制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名及び執行役員 13 名（以下「対象役員 B」といいます。）に対し、ESG 条件加重型株式報酬制度との目的、各対象役員 B の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 17,747,145 円と引き換えに、当社の普通株式 3,957 株を処分することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

譲渡制限付株式（ESG 条件加重型）としての自己株式処分に伴い、当社と対象役員 B は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

対象役員 B は、払込期日から 2028 年 6 月期に係る提示株主総会の終結の時までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受ける株式（以下「本割当株式 β 」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除条件

対象役員Bが、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にある場合で、かつ、(i)2027年7月1日から2028年6月30日までに甲を離職（定年退職を除く。）した従業員数の2028年6月30日の終了時点の従業員数に占める割合が15%以下であることと、(ii)2028年6月30日の終了時点における甲の管理職（甲の社内規程で定められる定義に従うものとする。）に占める女性の割合が8%以上であることの両方又はいずれか一方を満たすことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、以下に定める数の本割当株式βにつき、本譲渡制限を解除する。

- ・(i)及び(ii)を満たした場合 本割当株式βの全部
- ・(i)又は(ii)を満たした場合 本割当株式βの半数

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式βを当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式βは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員Bが大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2025年10月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式βの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式βにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本報酬制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,485円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当ての対象となる役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上